

### 第3章 計画の基本的な考え方（総論）

#### 1. 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次の通り掲げます。

<基本理念>

「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」

本市においては、平成27年3月に子育て支援に関する総合的な計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合計画の将来都市像である『人がつながる 未来へつなげる ねたてのまち ぎのわん』を実現できるよう、子どもと子育て家庭への支援を推進してきました。

今後においても、次代を担う子ども達の夢と生きる力を育むとともに、子育て世代やこれから子育てをしようとする若者世代が将来に希望を持ち、宜野湾市で子どもを生き育てたいと思えるようなまちにしていくため、『子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん』を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。

## 2. 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、「第2期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を以下のとおりとします。

### 1. 教育・保育と子育て支援の質の向上と安定的な提供

幼児期の教育・保育の総合的な提供をはじめ、質的改善及び向上を図ります。

また、保護者の多様なニーズに対応できるよう、社会資源・地域資源の有効活用により各種保育サービスや身近な相談支援、子育て家庭が必要とする情報の提供等といった子育て支援サービスの充実を図ります。加えて、学童期の子どもの居場所づくりの充実を図ります。

### 2. 切れ目のない子どもの健やかな育ちの支援

妊娠期からの切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育っていくことができるよう、子どもと保護者に対する健康管理の支援に取り組みます。

また、近年は発達面で支援が必要な子等が増加傾向にあることから、その早期発見・早期支援が行えるよう連携体制の強化に取り組みます。更に、障がい児等やその家族が安心して生活をおくることができるよう、障がい児保育や特別支援教育をはじめ、各種サービスの充実を図ります。

### 3. 子育てしやすい社会環境の整備

全ての子どもが人権を尊重され健やかに育ち・学ぶことができるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策を充実するとともに、虐待の早期発見・早期対応等に取り組みます。

また、ひとり親家庭については、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないことから、子育て支援や経済的な支援等を行いその自立をサポートしていきます。

更に、各家庭において仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が図られるよう、育児休業制度や短時間勤務制度等、誰もが働きやすい職場づくりに必要な情報を提供し、良好な職場環境づくりの周知・啓発に取り組みます。